

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付																
第 1 節 通則	第 1 節 通則																
(協定税率を適用する国)	(協定税率を適用する国)																
3-3 (省略)	3-3 (同左)																
我が国の税率適用状況表	我が国の税率適用状況表																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国 (地域) 名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アフリカ州) (省略) エリトリア 南スーダン</td> <td>○ ○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率	(アフリカ州) (省略) エリトリア 南スーダン	○ ○			<table border="1"> <thead> <tr> <th>国 (地域) 名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アフリカ州) (同左) エリトリア</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率	(アフリカ州) (同左) エリトリア	○		
国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率														
(アフリカ州) (省略) エリトリア 南スーダン	○ ○																
国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率														
(アフリカ州) (同左) エリトリア	○																
第 2 節 申告納税方式による関税の確定	第 2 節 申告納税方式による関税の確定																
(評価申告の種類)	(評価申告の種類)																
7-8 個別申告とは、個々の納税申告において令第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 10 号若しくは第 11 号に掲げる事項を記載した評価申告書を提出することにより行われる申告をいい、個別申告書とは個別申告のために提出する評価申告書をいう。	7-8 個別申告とは、個々の納税申告において令第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を記載した評価申告書を提出することにより行われる申告をいい、個別申告書とは個別申告のために提出する評価申告書をいう。																
また、包括申告とは、令第 4 条第 3 項（令第 4 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ包括申告書を提出して行われる申告を包括申告という。	また、包括申告とは、令第 4 条第 3 項（令第 4 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ包括申告書を提出して行われる申告を包括申告という。																
(事前照会に対する文書回答の手続等)	(事前照会に対する文書回答の手続等)																
7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。	7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。																
(1)～(5) (省略)	(1)～(5) (同左)																

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>（イ）及び（ロ）（省略）</p> <p>口（省略）</p> <p>(7)～(9)（省略）</p>	<p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>（イ）及び（ロ）（同左）</p> <p>口（同左）</p> <p>(7)～(9)（同左）</p>
<p>（特例輸入者に対する担保提供命令）</p> <p>7 の 8-1 法第 7 条の 8 第 1 項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 同項に規定する「保全のため必要があると認めるとき」は、例えば次の場合とする。</p>	<p>（特例輸入者に対する担保提供命令）</p> <p>7 の 8-1 法第 7 条の 8 第 1 項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 同項に規定する「保全のため必要があると認めるとき」は、例えば次の場合とする。<u>ただし、特例輸入者がイ及びロに掲げる場合に該当すること</u>ととなった場合であって、法第 7 条の 6 の規定による改善措置の求めを行い、当該求めに当該特例輸入者が速やかに応じた場合等、特例申告貨物（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る関税、内国消費税及び地方消費税（以下この項及び後記 7 の 8-2 において「関税等」という。）の徴収上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>イ 過去 1 年間において、過少申告加算税又は無申告加算税の加算税を課された場合</p> <p>ロ 過去 1 年間において、期限後特例申告を行った場合</p> <p>ハ 直近の決算（四半期決算を含む。）時における流動比率が 100% を下回り、かつ、自己資本比率が 30% を下回っている場合</p>	<p>イ 過去 1 年間において、過少申告加算税又は無申告加算税の加算税を課された場合</p> <p>ロ 過去 1 年間において、期限後特例申告を行った場合</p> <p>ハ 特例輸入者が以下に掲げる者のいずれかに該当する者以外の者である場合</p> <p>（イ）以下のいずれかの格付機関から、A 格相当以上の格付を取得している者</p> <p>① 株式会社格付投資情報センター（R&amp;I）</p> <p>② 株式会社日本格付研究所（JCR）</p> <p>③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス</p> <p>⑤ フィッチレーティングスリミテッド</p> <p>(ロ) 直近の決算（四半期決算を含む。）時における当座比率が 100% 以上で、かつ、自己資本比率が 30% 以上（四半期決算の開示を行っていない法人については、50% 以上）である者</p>
<p>(2) 特例輸入者が上記(1)のイ又はロに掲げる場合に該当することとなった場合であっても、法第 7 条の 6 の規定による改善措置の求めを行い、当該求めに当該特例輸入者が速やかに応じた場合等、特例申告貨物（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る関税、内国消費税及び地方消費税（以下この項及び後記 7 の 8-2 において「関税等」という。）の徴収上支障がないと認められる場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。</p> <p>(3) 特例輸入者が上記(1)のハに掲げる場合に該当することとなった場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。</p> <p>イ 以下のいずれかの格付機関から、A 格相当以上の格付を取得している者</p> <p>① 株式会社格付投資情報センター（R&amp;I）</p> <p>② 株式会社日本格付研究所（JCR）</p> <p>③ ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク</p> <p>④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス</p> <p>⑤ フィッチレーティングスリミテッド</p> <p>ロ 四半期決算を行っている者であって、直近の四半期決算時における流動比率が 100% を下回っているが、それが二期連続したものでない場合</p> <p>ハ 特例輸入者に当該輸入者との間に完全支配関係がある親法人が国内に存在し、当該親法人が上記(1)のハに該当しない場合、又は上記イ若しくはロのいずれかに該当する場合</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	
<p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 2 節 指定保税地域</p> <p>(貨物管理者に対する処分の基準等)</p>	<p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 2 節 指定保税地域</p> <p>(貨物管理者に対する処分の基準等)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>41 の 2-2 指定保税地域における貨物管理者について、法第 41 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、後記 48-1 の規定(同項(1)ニ(ロ)ただし書き、(1)ニ(ハ)、(2)及び(4)を除く。)を準用する。</p>	<p>41 の 2-2 指定保税地域における貨物管理者について、法第 41 条の 2 第 1 項の規定に基づき処分を行おうとする場合には、後記 48-1 の規定(同項の(2)及び(6)を除く。)に準じて処分の内容を決定するものとする。</p>
<p>この場合において後記 48-1 中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「第 48 条」とあるのは「第 41 条の 2」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>なお、この場合において後記 48-1 の(1)、(3)から(5)中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、別表 2 中「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域における貨物管理者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（欠格条項に該当するかどうかの確認）</p> <p>43-2 保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があった場合において、申請者が法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するか否かの確認は次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 法第 43 条第 6 号</p> <p>上記(1)及び(2)に準ずるものとする。この場合において、代理人及び支配人とは、前記 34 の 2-9(2)のイに規定する総合責任者をいい、その他の主要な従業者とは、同 34 の 2-9(2)のロからニまでに規定する貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者をいう。後記 48-1 において同じ。</p> <p>（保税蔵置場に対する処分の基準等）</p> <p>48-1 保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。</p> <p>(1) 法第 48 条第 1 項第 1 号に基づく処分</p>	<p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（欠格条項に該当するかどうかの確認）</p> <p>43-2 保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があった場合において、申請者又はその役員及び主要な従業者について法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 法第 43 条第 6 号</p> <p>上記(1)及び(2)に準ずるものとする。</p> <p>（保税蔵置場に対する処分の基準等）</p> <p>48-1 保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。</p> <p>(1) 法第 48 条第 1 項第 1 号に基づく処分</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ <u>処分の時期</u> 処分は、原則として非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）の事実が判明次第、遅滞なく行う。</p>	<p>イ <u>処分は、保税蔵置場の業務について、法の規定に違反する行為（以下この項において「非違」という。）があった保税蔵置場に限って行うものとする。</u></p>
<p>ロ <u>処分の対象</u> 処分は、非違が行われた保税蔵置場に限って行う。なお、保税業務検査等で複数の非違が発覚した場合は、原則として、これらの非違を一括して処分する。</p>	<p>ロ <u>処分は、原則として保税蔵置場における非違の事実が判明次第遅滞なく行うものとする。</u></p>
<p>ハ <u>処分点数の算出方法</u> 処分は、非違の<u>内容</u>に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。</p> <p>(イ) <u>別表 1</u>により算出した点数 (ロ) <u>別表 2</u>により算出した点数</p>	<p>ハ <u>処分は、同一の規定に係る非違が反復して行われた場合又は複数の規定に係る非違が行われた場合においては、原則として保税業務検査の対象となる期間内の非違について、これらを一括して行うものとする。</u></p>
<p>(ハ) <u>非違が故意に行われたと認められる場合は、10 点（当該非違が関税等のほ脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は 20 点）を加算する。</u></p> <p>(ニ) <u>被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その 2 分の 1 に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することができないと認められる場合を除く。</u></p> <p>(ホ) <u>被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、(イ)から(ニ)までの合計点数から 10 点を限度として減算することができる。ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することができないと認められる場合を除く。</u></p>	<p>ハ <u>処分は、非違の<u>事実</u>に応じて、別表 1 及び別表 2 により算出した合計点数に基づき行うものとし、以下の事項を加味するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>非違の内容が、関税若しくは内国消費税のほ脱若しくは無許可輸出入を目的として行われたものである場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われたものである場合には、算出した合計点数に 20 点を加算するものとする。</u></p>
	<p>(ロ) <u>被許可者である法人が、直ちに社内管理体制の改善に取りかかった場合等非違の再発防止のための方策を講じた場合には、算出した合計点数から 10 点を限度として減算することができるものとする。</u> ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することができ不適当と認められる場合を除く。</p> <p>(ハ) <u>被許可者から非違があった旨の申し出があった場合には、算出し</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>た合計点数から、その 2 分の 1 に相当する点数を減算できるものとする。</u></p>
	<p><u>ただし、保税担当部門による保税業務検査を行う旨の通知を行った後に申し出があった場合、当該非違が故意に行われたと認められる場合、保税担当部門が直近の保税業務検査において指導・指摘した事項について、業務の改善が図られず、当該非違が発生したと認められる場合、過去にも同様の非違が行われている場合その他減算することが不適当と認められる場合を除く。</u></p>
<p>ニ <u>処分内容の決定</u></p>	<p>本 <u>上記ニにより算出した合計点数が 10 点以下の場合には、原則として処分は行わないものとし、当該合計点数が 10 点を超える場合には、当該超える点数 1 点につき 1 日の外国貨物及び輸出しようとする貨物の搬入停止の処分（以下、この項において「搬入停止処分」という。）を行うものとする。</u></p>
<p>(イ) <u>10 点以下の場合は、原則として処分は行わない。</u></p>	<p>また、当該合計点数が 60 点以上の場合であって、当該保税蔵置場における貨物の管理体制の改善が見込まれない等税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合には、当該許可を取り消すことができるものとする。ただし、当該合計点数が 100 点以上の場合は、原則、当該許可を取り消すものとする。</p>
<p>(ロ) <u>10 点を超え、100 点未満の場合は、10 点を超える点数 1 点につき 1 日として算出した日数に相当する期間の外国貨物又は輸出しようとする貨物（以下この項において「外国貨物等」という。）の搬入を停止させる（以下この項において「搬入停止処分」という。）。</u></p>	<p>△ <u>上記ホの規定により、許可の取消しを行おうとする場合には、あらかじめ本省に報告するものとする。</u></p>
<p>ただし、60 点以上の場合で、今後も貨物管理体制の改善が見込まれない等、当該保税蔵置場の許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断したときは、当該許可を取り消すことができる。</p>	<p>(2) <u>法第 48 条第 1 項第 2 号に基づく処分</u></p>
<p>イ <u>法第 43 条第 2 号又は第 6 号（同条第 2 号に該当する者に係るものに限る。）に該当することとなった場合</u></p>	<p>イ <u>法第 48 条第 1 項第 2 号に基づく処分</u></p>
<p>(イ) <u>処分の時期</u></p>	<p>イ <u>被許可者又は被許可者である法人の役員等が法の規定に違反した場合</u></p>
<p><u>処分は、原則として、法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を履行した後、遅滞なく行う。</u></p>	<p>(イ) <u>処分は、被許可者又は被許可者である法人の役員等（被許可者の代理人又は支配人その他の主要な従業者を含む。以下この項において同じ。）が法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合に、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について行うものとする。</u></p>
<p>(ロ) <u>処分の対象</u></p>	<p>(ロ) <u>処分は、原則として被許可者が法第 43 条第 2 号に、又は被許可者</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について、告発又は通告処分単位で行う。</p>	<p>である法人の役員等が同条第 6 号に係る同条第 2 号に該当することとなった後、遅滞なく行うものとする。</p>
<p>(ハ) <u>処分点数の算出方法</u> 処分は、処罰の根拠となった罰条及び非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数に基づき行う。</p>	<p>(ハ) <u>処分は、上記(イ)の処罰の根拠となった法の規定に応じて、別表 3 及び別表 2 の加算点数表②により算出した合計点数に基づき行うものとする。</u>この場合において加算点数表②中「非違」とあるのは「法第 43 条第 2 号又は第 6 号に該当する事項」と読み替えるものとする。なお、上記(イ)の処罰が複数の者に対して行われた場合には、当該処罰された者について、それぞれ別表 3 を適用し、合計点数を算出する。</p>
<p>A 別表 3 により算出した点数。</p> <p>B 別表 2 の加算点数表②により算出した点数。この場合において、同表中「別表 1」とあるのは「別表 3」と読み替えて適用する。</p>	
<p>C 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、A 及び B により算出した合計点数から、その 2 分の 1 に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。</p>	
<p>D 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、A から C までの合計点数から 10 点を限度として減算することができる。ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。</p>	
<p>(ニ) <u>処分内容の決定</u> 処分内容は、上記(1)ニに準じて決定する。この場合において、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。</p>	<p>(ニ) <u>上記(1)のニ(ロ)、ホ及びヘの規定は、法第 48 条第 1 項第 2 号に基づく処分について準用する。</u>この場合において、上記(1)のホ中「上記ニにより算出した」とあるのは「算出した」と、「当該保税蔵置場における貨物の管理体制の改善が見込まれない等税関長が許可の取消しもやむを得ない」とあるのは「税関長が保税蔵置場の許可を継続することが不適当」と読み替えるものとする。</p>
<p>ロ <u>法第 43 条第 3 号から第 10 号までのいずれかに該当することとなった場合（上記イに該当する場合を除く。）</u></p> <p>(イ) <u>処分の時期</u> 処分は、原則として、被許可者が法第 43 条第 3 号から第 10 号までのいずれかに該当することとなった後、遅滞なく行う。</p>	<p>ロ <u>被許可者又は被許可者である法人の役員等が法以外の法令の規定に違反した場合</u> 被許可者又は被許可者である法人の役員等（以下この項において「被許可者等」という。）が、以下のいずれかに該当する場合であって、当該被許可者等に係る保税蔵置場の貨物管理状況、非違歴等を勘案し、当該違反の事実をもって処分を行うことが適当と判断されることは、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について処分を行うもの</p>
<p>(ロ) <u>処分の対象</u> 法第 43 条第 9 号又は第 10 号に該当することとなったときの処分</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、同各号に該当することとなった保税蔵置場に限って行い、これ以外の処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について行う。</p>	<p>とする。</p>
<p><u>(ハ) 処分内容の決定</u></p> <p>処分の必要性及び妥当性等を十分勘案し、処分を行うことが適當であると税関長が判断した場合は、原則として保税蔵置場の許可を取り消す。ただし、今後、改善が見込まれる等許可を取り消すことが適當でないと認められる場合は、改善に要する日数等を勘案した上で、搬入停止処分とすることができる。</p>	<p>(1) 法以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない</p>
<p>なお、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。</p>	<p>(ロ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項（都道府県暴力追放運動推進センター）の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 3 第 1 項（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない</p>
<p><u>(3) 搬入停止処分期間中における非違に対する処分</u></p> <p>搬入停止処分期間中に外国貨物等を搬入した場合その他搬入停止処分期間中に非違が行われた場合は、改めて上記(1)又は(2)イにより処分点数を算出して処分する。なお、この場合の処分は、当初の搬入停止処分の終了を待つことなく行って差し支えない。</p>	<p>ハ 被許可者が法第 43 条第 5 号から第 7 号までに該当することとなった場合（上記イ及びロに該当する場合を除く。）</p> <p>原則として、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について処分を行うものとする。</p>
	<p>二 被許可者が法第 43 条第 8 号から第 10 号までの規定に該当することとなった場合</p> <p>被許可者が法第 43 条第 8 号から第 10 号までの規定に該当することとなった場合であって、処分を行うことの必要性及び妥当性等を十分勘案し、当該処分を行うことが適當であると判断される場合には、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について処分を行うものとする。</p>
	<p>ホ 上記ロからニまでにより処分を行う場合には、あらかじめ本省に報告するものとする。</p>
	<p>(3) 搬入停止処分期間中における非違等についての処分</p>
	<p>上記(1)又は(2)の規定により搬入停止処分を受けた保税蔵置場の被許可者が、その処分の期間中に外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入した場合その他の非違を行った場合又は上記(2)のイからニまでのいずれかに該当した場合には、当該非違又はその該当した事実について上記(1)又は(2)のイ、ロ、ハ若しくはニによる合計点数を算出し、あらためて上記(1)のホ又は(2)のイ、ロ、ハ若しくはニの規定により処分を行うものとす</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) <u>法第 48 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく一括処分</u>  <u>法第 48 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく処分を一括して行う場合であっても、処分はそれぞれの規定毎に処分内容を決定して行う。この場合において、処分内容がいずれも搬入停止処分である場合は、それぞれの搬入停止日数を合算して行う。</u></p> <p>(5) <u>処分の通知等</u></p> <p>イ <u>法第 48 条第 2 項に規定する通知は、「処分に関する意見聴取等の通知書」（C-3191）により行う。</u></p> <p>ロ <u>処分を行う際の保税蔵置場の被許可者への通知は、「処分通知書」（C-3192）に「不服申立て等について」（C-7009）を添付したもの</u>  <u>を書留郵便で送付することにより行う。</u></p> <p>ハ <u>上記(1)又は(2)により処分を行ったとき（上記(1)ニ(イ)又は上記(2)イ(ニ)の規定により処分を行わなかった場合を含む。）は、「保税地域処分報告（通報）書」（C-3193）により、本省に報告するとともに、他の税関に通報した上、当該報告（通報）書を 10 年間保存する。なお、当該報告（通報）及び保存は、電子情報処理組織により行って差し支えない。</u></p>	<p><u>る。なお、当該処分は、先の搬入停止処分が終了する前に行うことを妨げない。</u></p> <p>(4) <u>処分の通知等</u></p> <p>イ <u>法第 48 条第 2 項の規定による通知は、「処分に関する意見聴取等の通知書」（C-3191）により行うものとする。</u></p> <p>ロ <u>法第 48 条第 2 項の規定により同条第 1 項の処分に係る保税蔵置場の被許可者に対し釈明のための機会を与えた後、当該処分を行う場合は、「処分通知書」（C-3192）に後記 89-6 の(3)による「不服申立て等について」（C-7009）を添付し、当該被許可者に書留郵便で通知するものとする。</u></p> <p>ハ <u>法第 48 条第 1 項の規定による処分をしたとき（当該処分（同項第 2 号の規定による処分については上記(2)イの場合に限る。）について、上記(1)のホ（上記(2)のイの(ニ)において準用する場合を含む。）の規定により処分を行わなかった場合を含む。）は、「保税地域処分報告（通報）書」（C-3193）により、本省に報告するとともに、他の税関に通報するものとし、当該保税地域処分通報書については、これを 10 年間保存するものとする。</u></p> <p><u>なお、通報及び保存については、電子情報処理組織により行って差し支えない。</u></p> <p>(5) <u>別表 1 の適用上の留意点</u></p> <p>イ <u>件数の算定に当たっては、原則として、輸入貨物にあっては、処分の対象となる保税蔵置場への貨物搬入時における船荷証券（Bill of Lading）、航空運送状（Air Waybill）等を単位とし、輸出貨物にあっては、当該貨物搬入時における船積指図書（Shipping Order）、船積依頼書（Shipping Instruction）、貨物受取証（Dock Receipt）、貨物運送状引渡書（Local Delivery Receipt）等を単位とする。ただし、これらの単位によって件数を算定することが不適当と認められるものに</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 件数の算定に当たっては、原則として、輸入貨物にあっては、処分の対象となる保税蔵置場への貨物搬入時における船荷証券 (Bill of Lading)、航空運送状 (Air Waybill) 等を単位とし、輸出貨物にあっては、当該貨物搬入時における船積指図書 (Shipping Order)、船積依頼書 (Shipping Instruction)、貨物受取証 (Dock Receipt)、貨物運送状引渡書 (Local Delivery Receipt) 等を単位とする。ただし、これらの単位によって件数を算定することが適当でないと認められるものについては、通常、一件の許可、承認等の対象とされる範囲を一の単位として件数を算出するものとする。</p> <p>(2) 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあったものとして算出する。</p> <p>(3) 上記(2)の場合において、非違件数が 10 件を超えるときは、その超える件数 10 件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。ただし、同表の左欄 2. に掲げる基礎点数の合計は 60 点を限度とする。</p> <p>(留意事項) 表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第 4 章及び第 5 章から例示的に掲げたものであり、これ</p>	<p>については、通常、一件の許可、承認等の対象とされる範囲を一の単位として件数を算出するものとする。</p> <p>口 複数の規定に係る非違があった場合には、「非違の態様」欄に掲げる規定毎に件数に応じた点数を計上することとする。ただし、同一の行為が複数の規定に係る非違となる場合には、これらの非違のうち点数の高い方の非違のみがあったものとして計上するものとする。</p> <p>(6) 処分内容の決定の特例 法第 48 条第 1 項の規定による処分に關し、上記(1)から(5)までの規定に基づき処分内容を決定することが適當でないと判断される場合には、処分に關する意見を付して、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p>表の左欄に掲げる非違の態様に該当する件数が 10 件を超える場合は、その超える件数 10 件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算するものとする。 (留意事項) 表の左欄に掲げる非違の態様及び法の規定は、保税地域における業務に関連する可能性の高い行為として、法第 4 章及び第 5 章から例示的に掲げたものであり、これらの規定以外の規定についても本表の適用の対象とな</p>

別表 1

(本表の適用方法)

(1) 件数の算定に当たっては、原則として、輸入貨物にあっては、処分の対象となる保税蔵置場への貨物搬入時における船荷証券 (Bill of Lading)、航空運送状 (Air Waybill) 等を単位とし、輸出貨物にあっては、当該貨物搬入時における船積指図書 (Shipping Order)、船積依頼書 (Shipping Instruction)、貨物受取証 (Dock Receipt)、貨物運送状引渡書 (Local Delivery Receipt) 等を単位とする。ただし、これらの単位によって件数を算定することが適當でないと認められるものについては、通常、一件の許可、承認等の対象とされる範囲を一の単位として件数を算出するものとする。

(2) 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあったものとして算出する。

(3) 上記(2)の場合において、非違件数が 10 件を超えるときは、その超える件数 10 件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。ただし、同表の左欄 2. に掲げる基礎点数の合計は 60 点を限度とする。

(留意事項)

表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第 4 章及び第 5 章から例示的に掲げたものであり、これ

別表 1

(本表の適用方法)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
非違の態様	基礎点数 10 件以下	非違の態様	基礎点数 10 件以下
以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。		り得るので留意する。	
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	3	禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	3
① (省略)		① (同左)	
② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと（法第 32 条）。		② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと（法第 32 条（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。））。	
③及び④ (省略) (削除)		③及び④ (同左)	
⑤ 許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第 40 条第 2 項（法第 49 条において準用する場合を含む。））。		⑤ 承認を受けることなく、外国貨物を滅却すること（法第 45 条第 1 項ただし書（法第 41 条の 3、第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。	
⑥ 搬入停止処分を受けている期間中において、 <u>外国貨物等</u> を保税蔵置場に搬入すること（法第 41 条の 2 第 1 項、法第 48 条第 1 項（法第 62 条又は法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）、法第 62 条の 14 第 1 項）。		⑥ 許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第 40 条第 2 項（法第 49 条において準用する場合を含む。））。	
⑦ 許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと（法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		⑦ 搬入停止処分を受けている期間中において、 <u>外国貨物又は輸出しようとする貨物</u> を保税蔵置場に搬入すること（法第 41 条の 2 第 1 項、法第 48 条第 1 項（法第 62 条又は法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）、法第 62 条の 14 第 1 項）。	
⑧ 承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること（法第 62 条の 3 第 1 項）。		⑧ 許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと（法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。	
⑨ 保税展示場において、販売貨物用等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること（法		⑨ 承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること（法第 62 条の 3 第 1 項）。	
		⑩ 保税展示場において、販売貨物用等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること（法	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	第 62 条の 4 第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）。		第 62 条の 4 第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）。
	⑩ 許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること（法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		⑪ 許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること（法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。
	⑪ 承認を受けることなく、外国貨物（特例輸出貨物を除く。）を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項）。		⑫ 承認を受けることなく、外国貨物（特例輸出貨物を除く。）を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項）。
	⑫ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。		⑬ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。
2.	税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2	税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。
	① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること（法第 34 条）。		① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること（法第 34 条（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。））。
	② (省略)		② (同左)
	(削除)		③ 他所蔵置された貨物に係る内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れをすることにつき、税関への届出を怠ること（法第 36 条第 2 項）。
	③ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること（法第 44 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		④ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること（法第 44 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。
	④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、第 41 条の 3、第 61 の 4、第 62 条の 7、第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		⑤ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、第 41 条の 3、第 61 の 4、第 62 条の 7、第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
⑤ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関への届出を怠ること（法第 46 条（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		⑥ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関への届出を怠ること（法第 46 条（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。
⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること（法第 58 条ただし書きに規程する場合を除く。）（法第 58 条）。		⑦ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること（法第 58 条ただし書きに規程する場合を除く。）（法第 58 条）。
⑦ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること（法第 61 条の 2 第 2 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		⑧ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること（法第 61 条の 2 第 2 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。
⑧ 総合保税地域において販売され、又は消費される <u>外国貨物</u> を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること（法第 62 条の 11）。		⑨ 総合保税地域において販売され、又は消費される <u>貨物等</u> を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること（法第 62 条の 11）。
⑨ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること（法第 63 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項）。		⑩ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること（法第 63 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項）。
⑩ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること（法第 64 条第 3 項、法第 66 条第 2 項）。		⑪ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること（法第 64 条第 3 項、法第 66 条第 2 項）。
⑪ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。		⑫ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。

## 別表 2

## 加算点数表①

## (本表の適用方法)

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い 1 者に係る点数を加算する。

## 別表 2

## 加算点数表①

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
関与者	加算点数	(新規)	(新規)
A 被許可者（被許可者が法人である場合は、その役員）	30	実行行為者が被許可者（被許可者が法人である場合には、その役員）であるもの	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10	実行行為者が当該保税蔵置場の代理人又は支配人その他の主要な従業者であるもの	10
<p>(注 1) 代理人、支配人とは、関税法基本通達 34 の 2—9 に規定する総合責任者をいう。別表 3 において同じ。</p> <p>(注 2) その他の主要な従業者とは、同基本通達 34 の 2—9 に規定する貨物管理責任者等をいう。別表 3 において同じ。</p>			
加算点数表②			
期間	加算点数	(新規)	(新規)
A 通知日以後、搬入停止処分期間の末日まで	別表 1 により算出した点数の 2 倍に相当する数に 10 を加えた点数	当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく搬入停止処分を受けている期間中に非違が行われたものである場合	当該非違の点数の 2 倍に相当する数に 10 を加えた点数
B 通知日以後、同日から起算して 1 年を経過する日まで（A の期間を除く。）	別表 1 により算出した点数の 1.5 倍に相当する数に 10 を加えた点数	当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく処分を受けた日から 1 年以内に非違（搬入停止処分を受けている期間中に行われたものを除く。）が行われたものである場合	当該非違の点数の 1.5 倍に相当する数に 10 を加えた点数
C 通知日以後 1 年を経過した日から、通知日以後 2 年を経過する日まで	別表 1 により算出した点数の 1 倍に相当する数に 10 を加えた点数	当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく処分を受けた日から 1 年を超え 2 年以内に非違（搬入停止処分を受けている期間中に行われたものを除く。）が行われたものである場合	当該非違の点数の 1 倍に相当する数に 10 を加えた点数
D 通知日以後 2 年を経過した日から、通知日以後 3 年を経過する日まで	別表 1 により算出した点数の 0.5 倍に相当する数に 10 を加えた点数	当該保税蔵置場について法第 48 条に基づく処分を受けた日から 2 年を超え 3 年以内に非違（搬入停止処分を受けている期間中に行われた	当該非違の点数の 0.5 倍に相当する数に 10 を加えた点数

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
数	ものを除く。) が行われたものである場合
	(注 1) 本表における「処分を受けた日」とは、税関長が当該処分の通知を行った日をいう。
	(注 2) 本表における「非違」とは、基礎点数の算出の基礎となった非違のうち、最初に行われた非違をいう。
加算点数表③ (本表の適用方法) 一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。	加算点数表③
期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から 1 年を経過する日まで	10
B 最後の日から 1 年を経過した日から、最後の日から 2 年を経過する日まで	7
C 最後の日から 2 年を経過した日から、最後の日から 3 年を経過する日まで	5
	(新規)
	当該保税蔵置場について過去に非違があった場合（本項の(1)ホの規程により処分を行わなかった場合に限る。）で、当該非違があった日から 1 年以内に今回の非違が行われたものである場合
	当該保税蔵置場について過去に非違があった場合（本項の(1)ホの規程により処分を行わなかった場合に限る。）で、当該非違があった日から 1 年を超えて 2 年以内に今回の非違が行われたものである場合
	当該保税蔵置場について過去に非違があった場合（本項の(1)ホの規程により処分を行わなかった場合に限る。）で、当該非違があった日から 2 年を超えて 3 年以内に今回の非違が行われたものである場合
	(注) 本表における「過去の非違」とは、当該非違に係る基礎点数の算出の基礎となった非違のうち最後に行われた非違をいい、「今回の非違」とは、上記加算点数表②の（注 2）に準じる。
別表 3 (本表の適用方法) 一の処分に複数の者が含まれているときは、当該者毎にそれぞれ算出した点数を合算する。この場合において、当該者が複数の罰条に該当している	別表 3

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
罰　　条	点　　数		罰　　条	点　　数	
	法第 43 条第 2 号	法第 43 条第 6 号に係る同条第 2 号		法第 43 条第 2 号	法第 43 条第 6 号に係る同条第 2 号
法第 108 条の 4、法第 109 条、法第 109 条の 2 第 1 項から第 4 項	120	70	法第 108 条の 4、法第 109 条、法第 109 条の 2	120	70
法第 110 条、法第 111 条第 1 項から第 3 項、法第 112 条第 1 項	110	60	法第 110 条、法第 111 条第 1 項から第 3 項	110	60
第 109 条の 2 第 5 項	90	50	(新設)	(新設)	(新設)
法第 111 条第 4 項、法第 112 条第 3 項、法第 113 条	64	40	法第 111 条第 4 項、法第 112 条第 1 項、法第 113 条	64	40
(削除)	(削除)		法第 112 条第 3 項	44	
法第 112 条の 2、法第 113 条の 2	36	28	法第 112 条の 2、法第 113 条の 2	36	28
法第 114 条、法第 114 条の 2	16	8	法第 114 条、法第 114 条の 2	16	8
法第 115 条、法第 115 条の 2、法第 115 条の 3	12		法第 115 条、法第 115 条の 2、法第 115 条の 3	12	
法第 116 条、法第 117 条	処罰の根拠となった罰条の点数		法第 116 条、法第 117 条	処罰の根拠となった罰条の点数	

## (特定保税承認者の承認申請手続)

50-3 法第 50 条第 1 項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この節において「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第 4 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関（以下この節において「担当税関」という。）の本関の担当部門に提出することによる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は所轄税関（複数ある

## (特定保税承認者の承認申請手続)

50-3 法第 50 条第 1 項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この節において「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関（以下この節において「担当税関」という。）の本関の担当部門に提出することによる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は所轄税関（複数ある

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は所轄税関（複数ある場合には、当該申請者が法第 50 条第 1 項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税関。以下この節において「主な所轄税関」という。）の最寄の官署（以下この節において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 一般輸出通関</p> <p>(認定製造者の認定申請手続)</p> <p>67の13- 1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。</p> <p>(1) 法第67条の13第 1 項の規定に基づく認定（以下「認定製造者の認定」という。）の申請（以下この項及び次項において「認定申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項において「認定申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、申請者の住所又は居所の所在地<u>（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）</u>を所轄する税関の認定製造者の認定に係る事務を担当する部門（以下この項から後記67の15- 1 までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、認定申請書の提出先税関（以下この項から後記67の15- 1 までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記67の14- 1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げないものとし、当該認定申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>場合には、当該申請者が法第 50 条第 1 項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税関。以下この節において「主な所轄税関」という。）の最寄の官署（以下この節において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 一般輸出通関</p> <p style="text-align: center;">第 2 節</p> <p>認定製造者の認定申請手続)</p> <p>67の13- 1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。</p> <p>(1) 法第67条の13第 1 項の規定に基づく認定（以下「認定製造者の認定」という。）の申請（以下この項及び次項において「認定申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項において「認定申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関の認定製造者の認定に係る事務を担当する部門（以下この項から後記67の15- 1 までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、認定申請書の提出先税関（以下この項から後記67の15- 1 までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記67の14- 1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げないものとし、当該認定申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ) (同左)	(同左)	(同左)
(ロ)文化財保護法 (昭和 25 年 法律第 214 号 )	第 44 条《輸出の禁止》 〔重要文化財又は 重要美術品〕	第 44 条の規定により文化庁 長官が発行した輸出許可書 (注) 輸出申告に係る貨物が文 化財保護法に規定する重要 文化財又は重要美術品に若 しくは重要有形民俗文化財 に該当するか否かについて 疑義を生じたときは、文化	(ロ)文化財保 護法 (昭和 25 年 法律第 214 号 )	第 44 条《輸出の禁 止》 〔重要文化財又は 重要美術品〕	第 44 条の規定により文化庁 長官が発行した輸出許可書 (注) 輸出申告に係る貨物が文 化財保護法に規定する重要 文化財又は重要美術品に若 しくは重要有形民俗文化財 に該当するか否かについて 疑義を生じたときは、文化

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		庁文化財部美術学芸課長が 発行する「 <u>古美術品輸出鑑</u> 査證明書」の提出を行わせる ものとする。			庁文化財部美術学芸課長又 は国立京都博物館長が発行 する「 <u>古美術品輸出鑑定証</u> 明書」の提出を行わせるも のとする。
	第 82 条 〔重要有形民俗文化財〕 第 125 条第 1 項 《現状変更等の制限》 〔天然記念物〕  (八)～(千) (省略)	(省略)  (省略)		第 82 条 〔重要有形民俗文化財〕 第 125 条第 1 項 《現状変更等の制限》 〔天然記念物〕  (八)～(千) (同左)	(同左)  (同左)
ハ. 検疫関係 (イ)植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)	第 10 条《輸出植物の検査》	第 10 条第 1 項の規定による 検査を必要とする植物及びその 容器包装については、植物防疫 法施行規則（昭和 25 年農林水 産省令第 73 号）第 30 条《合格 証明書等の交付》第 1 項の規定 により、植物防疫官が当該植物 又はその容器包装に押印した 「 <u>合格証印</u> 」（同規則第 18 号様 式）又は当該申請者に交付した 「 <u>植物検査合格証明書</u> 」（同規 則第 18 号様式。当該植物及び その容器包装が再輸出されるも	ハ. 検疫関係 (イ)植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)	第 10 条《輸出植物の検査》  第 10 条第 1 項の規定によ り、栽培地検査を必要とする植 物及びその容器包装につ いては、植物防疫官が発行した栽培 地検査合格証書及び輸出植物包 装材料検査合格証明書、輸出す る植物の包装材料として使用す る土については、植物防疫官が 発行した輸出植物包装材料検査 合格証明書、野生の植物であつ て栽培地検査を要する植物と同 一種類のものについては、植物 防疫官又はその原産地の市町村	(同左)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法 令 名	輸 入 の 規 制 に 関 す る 条 項	確 認 す る 許 可 書 又 は 承 認 書 等	法 令 名	輸 入 の 規 制 に 関 す る 条 項	確 認 す る 許 可 書 又 は 承 認 書 等
(ロ) 及び(ハ) (省略)	(省略)	<u>の あ る 案 に あ つ て は 同 規 則 第 18 号 の 二 様 式)</u>	(ロ) 及び(ハ) (同左)	(同左)	<u>長 が 発 行 し た 野 生 植 物 原 産 地 証 明 書</u>
(2) (省略)			(2) (同左)		
(3) (省略)			(3) (同左)		
第 3 節 一般輸入通関					
(他法令による許可、承認等の確認)					
70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用 について、次による。					
(1)～(3) (省略)					
別表第 1					
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(タ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(タ) (同左)	(同左)	(同左)
(レ) 郵便切手 類模造等取 締法 (昭和 47 年 法律第 50 号 )	第 1 条	第 1 条第 2 項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する省令(昭和 47 年郵政省令第 31 号)附録様式 2 に定める様式のもの)	(レ) 郵便切手 類模造等取 締法 (昭和 47 年 法律第 50 号 )	第 1 条	第 1 条第 2 項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する省令(昭和 47 年郵政省令第 31 号)附録様式 2 に定める様式のもの) (注) 輸入申告に係る郵便切手

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(り)～(ヲ) (省略)	(省略)	(省略)			類が「郵便切手類模造等取締法」に規定する模造切手類に該当するか否かにつき疑義を生じた場合には、適宜総務省郵政行政局郵便課に照会すること。

別表第 2 (省略)

別表第 2 (同左)

## 第 4 節 特殊輸入通関

(輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い)  
76-4-7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。

(1) (省略)

(2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 10 号若しくは第 11 号に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名あて人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。

## 第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）

(疑義貨物に対する調査等)

69 の 3-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次に

## 第 4 節 特殊輸入通関

(輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い)  
76-4-7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。

(1) (同左)

(2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安又は風俗を害すべき物品又は同項第 8 号に規定する児童ポルノ（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名あて人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通關を認める。

## 第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）

(疑義貨物に対する調査等)

69 の 3-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次に

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>より行う。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 疑義貨物の鑑定</p>	<p>より行う。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 疑義貨物の鑑定</p>
<p>疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。</p> <p>イ 権利者による疑義貨物の鑑定の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者に了知されないよう十分留意することとする。</p>	<p>疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。</p> <p>イ 権利者に鑑定を依頼する場合には、疑義貨物に係る情報の取扱いに十分な注意を払うものとする。</p>
<p>ロ 疑義貨物を権利者へ提示する場合には、原則として、あらかじめ当該疑義貨物の輸出者等から同意を得るとともに、必要に応じて提示を望まない箇所があるか否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示するものとする。</p>	<p>ロ 当該疑義貨物を権利者へ提示する場合には、あらかじめ当該疑義貨物の輸出者等から同意を得るとともに、提示を望まない箇所があるか否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示するものとする。</p>
<p>ハ 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署又は保税地域において行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。</p>	<p>ハ 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署又は保税地域において行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。</p>
<p>(5) (省略)</p>	<p>(5) (同左)</p>
<p>(画像情報の送信)</p>	<p>(画像情報の送信)</p>
<p>69 の 3-1-6 認定手続において、輸出者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合の取扱いは、次による。</p>	<p>69 の 3-1-6 認定手続において、輸出者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合の取扱いは、次による。</p>
<p>(1) 輸出差止申立書が受理されている場合</p> <p>当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸出差止申立書」が受理されている知的財産に係るものである場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、電子メールによる送信は、原則として一回に限るものとし、輸出者等又は申立人が送信を希望する画像情報が大量であるほか、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情</p>	<p>(1) 輸出差止申立書が受理されている場合</p> <p>当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸出差止申立書」が受理されている知的財産に係るものである場合<u>であって</u>、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」に記載された疑義貨物の数量が 10 個以下の場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由に</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>報の電子メールによる送信ができない場合は電子メールによる送信を行わないことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸出者等又は申立人に対し説明するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5632）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日（行政機関</p>	<p>より、画像情報の電子メールによる送信ができない場合はこの限りでないことをとするが、その理由を当該申出をした輸出者等又は申立人に対し説明するものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5632）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>ホ (同左)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日（行政機関</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の休日の日数は算入しない。) 以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(4)～(6) (省略)</p>	<p>の休日の日数は算入しない。) 以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>ホ (同左)</p> <p>(4)～(6) (同左)</p>
<p>(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料)</p>	<p>(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料)</p>
<p>69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。）、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 4 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。）</p> <p>（注）経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以下「意見書等に関する規則」という。）第 3 条）。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事</p>	<p>69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 4 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。）</p> <p>（注）経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以下「意見書等に関する規則」という。）第 3 条）。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの (注 1) 及び (注 2) (省略)</p>	<p>実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの (注 1) 及び (注 2) (同左)</p>
<p>イ～ニ (省略)</p>	<p>イ～ニ (同左)</p>
<p>ホ 育成者権</p>	<p>ホ 育成者権</p>
<p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び② (省略)</p>	<p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び② (同左)</p>
<p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省<u>食料産業局新事業創出課</u>に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省<u>生産局知的財産課</u>に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>
<p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p>	<p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p>
<p>(疑義貨物に対する調査等)</p>	<p>(疑義貨物に対する調査等)</p>
<p>69 の 12-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p>	<p>69 の 12-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p>
<p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>(1)～(4) (同左)</p>
<p>(5) 疑義貨物の鑑定</p>	<p>(5) 疑義貨物の鑑定</p>
<p>疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。</p>	<p>疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。</p>
<p>イ 権利者による疑義貨物の鑑定の際には、<u>疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条 12 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）</u>が権利者に了知されないよう十分留意することとする。</p>	<p>イ 権利者に鑑定を依頼する場合には、<u>疑義貨物に係る情報の取扱いに十分な注意を払うものとする。</u></p>
<p>ロ 疑義貨物を権利者へ提示する場合には、原則として、あらかじめ当</p>	<p>ロ 当該疑義貨物を権利者へ提示する場合には、あらかじめ当該疑義貨物の輸入者等から同意を得るとともに、提示を望まない箇所があるか</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>該疑義貨物の輸入者等から同意を得るとともに、<u>必要に応じて</u>提示を望まない箇所があるか否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示する。</p>	<p>否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示するものとする。</p>
<p>ハ （省略） (6) （省略）</p>	<p>ハ （同左） (6) （同左）</p>
<p>（画像情報の送信）</p>	<p>（画像情報の送信）</p>
<p>69 の 12-1-6 認定手続において、輸入者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合の取扱いは、次による。</p>	<p>69 の 12-1-6 認定手続において、輸入者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合の取扱いは、次による。</p>
<p>（1）輸入差止申立書が受理されている場合 当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係るものである場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、<u>電子メールによる送信は、原則として一回に限るものとし、輸入者等又は申立人が送信を希望する画像情報が大量であるほか、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合は電子メールによる送信を行わない</u>ことができる。この場合においては、<u>その理由を当該申出をした輸入者等又は申立人に対し説明するものとする。</u></p>	<p>（1）輸入差止申立書が受理されている場合 当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係るものである場合<u>であって</u>、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」、「認定手続開始通知書（権利者用）」又は「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」に記載された疑義貨物の数量が 10 個以下の場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合は<u>この限りでない</u>こととするが、その理由を当該申出をした輸入者等又は申立人に対し説明するものとする。</p>
<p>（2）（省略）</p>	<p>（2）（同左）</p>
<p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p>	<p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p>
<p>69 の 12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p>	<p>69 の 12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p>
<p>（1）（省略） (2) 疑義貨物に係る自発的処理</p>	<p>（1）（同左） (2) 疑義貨物に係る自発的処理</p>
<p>イ及びロ （省略）</p>	<p>イ及びロ （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「<u>疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書</u>」(C-5832)により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(ロ) (省略)</p>	<p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「<u>疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書</u>」(C-5832)により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(ロ) (同左)</p>
<p>ニ (省略)</p>	<p>ニ (同左)</p>
<p>ホ (省略)</p>	<p>ホ (同左)</p>
<p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p>	<p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p>
<p>イ～ロ (省略)</p>	<p>イ～ロ (同左)</p>
<p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p>	<p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p>
<p>(イ) 輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「<u>疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書</u>」により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(ロ) (省略)</p>	<p>(イ) 輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「<u>疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書</u>」により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(ロ) (同左)</p>
<p>ニ (省略)</p>	<p>ニ (同左)</p>
<p>ホ (省略)</p>	<p>ホ (同左)</p>
<p>(4)～(6) (省略)</p>	<p>(4)～(6) (同左)</p>
<p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりと</p>	<p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりと</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。）、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第69条の13第1項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。）</p> <p>（注）経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（意見書等に関する規則第3条）。</p> <p>①～④（省略）</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>（注1）及び（注2）（省略）</p> <p>イ～ホ（省略）</p> <p>～ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び②（省略）</p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省<u>食料産業局</u>新事業創出課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p>	<p>する。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第69条の13第1項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。）</p> <p>（注）経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（意見書等に関する規則第3条）。</p> <p>①～④（同左）</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>（注1）及び（注2）（同左）</p> <p>イ～ホ（同左）</p> <p>～ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び②（同左）</p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省<u>生産局</u>知的財産課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3)～(5) (省略)</p> <p>第 8 章 不服申立て</p> <p>（一括決定した場合の教示の方法）</p> <p>89-9 前記 89-5（国税通則法による異議申立てとの併合）により一括して決定を行つた場合の行政不服審査法第 47 条第 5 項及び国税通則法第 84 条第 6 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。</p> <p>(1) 決定書に記載する教示文言は次による。</p> <p>「不服申立てについて」この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>「決定の取消訴訟について」</p> <p>イ 手続上の<u>瑕疵</u>があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(3)～(5) (同左)</p> <p>第 8 章 不服申立て</p> <p>（一括決定した場合の教示の方法）</p> <p>89-9 前記 89-5（国税通則法による異議申立てとの併合）により一括して決定を行つた場合の行政不服審査法第 47 条第 5 項及び国税通則法第 84 条第 6 項《決定についての教示》及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。</p> <p>(1) 決定書に記載する教示文言は次による。</p> <p>「不服申立てについて」この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>「決定の取消訴訟について」</p> <p>イ 手続上の<u>瑕疵</u>があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>